

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成27年5月28日(2015.5.28)

【公表番号】特表2014-516182(P2014-516182A)

【公表日】平成26年7月7日(2014.7.7)

【年通号数】公開・登録公報2014-036

【出願番号】特願2014-512930(P2014-512930)

【国際特許分類】

G 06 F 21/31 (2013.01)

【F I】

G 06 F 21/20 131A

【手続補正書】

【提出日】平成27年4月7日(2015.4.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ユーザーをクラウドベースのサービスに自動的に再接続するためのコンピューティングデバイス上で実行される方法であって、

ユーザーについてのソースドメインにおけるクラウドベースのサービスへのアクセスを管理するセキュリティプリンシパルのメタデータ属性を決定するステップと、

宛先ドメインにおける前記ユーザーの新しいセキュリティプリンシパルを作成するステップと、

前記新しいセキュリティプリンシパルにおけるカスタマイズ可能なメタデータ属性において前記セキュリティプリンシパルのメタデータ属性の値を指定するステップと、

前記ユーザーを前記クラウドベースのサービスに再接続する要求を受け取るステップと、

前記セキュリティプリンシパル及び前記新しいセキュリティプリンシパルのメタデータ属性間の関連付けを使用して前記ユーザーを前記クラウドベースのサービスに再接続するステップであって、前記ソースドメインにおける前記セキュリティプリンシパルから前記宛先ドメインにおける前記新しいセキュリティプリンシパルへの接続の移行を制御するよう構成された自動化されたクラウド再接続モジュールにおいて、前記新しいセキュリティプリンシパルのメタデータ属性の値を前記セキュリティプリンシパルのメタデータ属性と同一に設定することにより、前記関連付けが作成される、ステップと

を含む方法。

【請求項2】

前記メタデータ属性は一意の属性である請求項1に記載の方法。

【請求項3】

前記メタデータ属性は、グローバル一意識別子(GUID)、電子メールアドレス、アカウント番号、及び従業員IDのうちの1つである請求項2に記載の方法。

【請求項4】

前記セキュリティプリンシパルの削除に応答して前記新しいセキュリティプリンシパルを作成するステップをさらに含む請求項1に記載の方法。

【請求項5】

前記ユーザーを再接続する要求は、元のセキュリティドメインから新しいセキュリティ

ドメインへのユーザーの移行に応答する請求項 1 に記載の方法。

【請求項 6】

前記ユーザーを前記新しいセキュリティドメインに接続すると、前記ユーザーのクラウドベースのサービスへのアクセスを前記セキュリティプリンシパルから自動的に除去するステップをさらに含む請求項 5 に記載の方法。

【請求項 7】

別のメタデータ属性を使用して二次的な検証を実行するステップをさらに含む請求項 1 に記載の方法。

【請求項 8】

前記他のメタデータ属性は、グローバル一意識別子( G U I D )、電子メールアドレス、アカウント番号、及び従業員 I D の組のうちの 1 つであるが、前記メタデータ属性と同一ではない請求項 7 に記載の方法。

【請求項 9】

前記二次的な検証が失敗した場合、前記新しいセキュリティプリンシパルを接続せず、前記クラウドベースのサービスに接続された前記セキュリティプリンシパルを残すステップをさらに含む請求項 7 に記載の方法。

【請求項 10】

前記セキュリティプリンシパルがセキュリティドメインの可視性から除去される場合、対応するユーザーの前記クラウドベースのサービスを、カスタマイズ可能な期間の間、未決定の削除としてマークするステップをさらに含む請求項 1 に記載の方法。

【請求項 11】

自動的な再接続によってクラウドベースのサービスを管理するコンピューティングデバイスであって、

命令を格納するメモリーと、

前記格納された命令に関連してセキュリティ管理アプリケーションを実行するプロセッサーと

を備え、前記セキュリティ管理アプリケーションは、

ユーザーについてのクラウドベースのサービスへのアクセスを管理するセキュリティプリンシパルのメタデータ属性を決定し、

前記ユーザーの新しいセキュリティプリンシパルを作成し、

前記新しいセキュリティプリンシパルにおけるカスタマイズ可能なメタデータ属性において前記セキュリティプリンシパルのメタデータ属性の値を指定し、

元のセキュリティドメインから新しいセキュリティドメインへの前記ユーザーの移行及び前記セキュリティプリンシパルの削除のうちの 1 つに応答して、前記ユーザーを前記クラウドベースのサービスに再接続する要求を受け取り、

自動化されたクラウドサービス再接続モジュールにおいて、前記セキュリティプリンシパル及び前記新しいセキュリティプリンシパルのメタデータ属性間の関連付けを使用して前記ユーザーを前記クラウドベースのサービスに再接続し、新しいセキュリティプリンシパルのカスタムメタデータ属性が、前記自動化されたクラウドサービス再接続モジュールによって、ソースセキュリティプリンシパルの一意のメタデータ属性に設定され、

セキュリティドメインにおける任意のセキュリティプリンシパルが前記自動化されたクラウドサービス再接続モジュールの可視性から除去される場合、前記クラウドベースのサービスを、カスタマイズ可能な期間の間、未決定の削除としてマークして、移行の場合における、宛先ドメインにおける前記セキュリティプリンシパルの前記クラウドベースのサービスへの再接続、及び、前記セキュリティプリンシパルの偶発的な削除の場合における、ソースドメイン内の前記新しいセキュリティプリンシパルの再接続のうちの 1 つを可能にし、

前記再接続の要求が前記ユーザーの前記新しいセキュリティドメインへの移行に応答する場合、前記ユーザーを前記新しいセキュリティドメインに接続すると、前記ユーザーを前記元のセキュリティドメインから自動的に除去する

ように構成されるコンピューティングデバイス。

【請求項 1 2】

前記セキュリティ管理アプリケーションが、

別のメタデータ属性を使用して二次的な検証を実行し、前記メタデータ属性は、グローバル意識別子（GUID）、電子メールアドレス、アカウント番号、及び従業員IDの組のうちの異なる2つを含む請求項11に記載のコンピューティングデバイス。

【請求項 1 3】

前記メタデータ属性は文字列として指定される請求項11に記載のコンピューティングデバイス。

【請求項 1 4】

前記セキュリティ管理アプリケーションは前記クラウドベースのサービスを管理するホストされたサービスの一部である請求項11に記載のコンピューティングデバイス。

【請求項 1 5】

前記ユーザーを再接続する要求が、フォレスト統合、情報技術の組織再編、組織の合併、従業員の状態の変更、及びセキュリティグループにおける元のセキュリティプリンシバルの偶発的な削除の組のうちの少なくとも1つの結果である請求項11に記載のコンピューティングデバイス。